

狭山市建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱

令和8年3月19日

市長 決 裁

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 耐震診断等に係る補助（第4条—第13条）
- 第3章 耐震改修工事に係る補助（第14条—第25条）
- 第4章 補助の制限等（第26条・第27条）
- 第5章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、埼玉県建築物耐震改修促進計画及び狭山市建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震診断、共同住宅予備診断及び耐震改修工事を実施するに当たり、これに要する費用の一部について補助金を交付することにより、建築物の耐震化を促進することを目的とする。

（規則の適用）

第2条 前条の補助金の交付に関しては、狭山市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和57年規則第40号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修法」という。）第2条第1項に規定する耐震診断で、同法第4条第1項の基本方針に沿って行うものをいう。
- （2）共同住宅予備診断 区分所有共同住宅（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第1条に規定する建物の部分で構成された共同住宅をいう。以下同じ。）を対象に、市長が別に定める方法により、建築物の地震に対する安全性を簡易的に評価する診断及びそれを実施するための予備的な調査をいう。
- （3）耐震改修設計 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定され

た建築物に対して、地震に対して安全な構造となるようにする補強工事の設計をいう。

(4) 耐震改修工事 耐震改修設計により実施する工事をいう。

(5) 耐震化要配慮者 地震時に避難し、又は避難所において生活することが困難な障害者等で、別に定める基準に該当するものをいう。

(6) 住宅・建築物安全ストック形成事業 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）附属第Ⅲ編イ—16—（12）—①に定める事業をいう。

第2章 耐震診断等に係る補助

（耐震診断等補助金の交付対象建築物）

第4条 耐震診断及び共同住宅予備診断（以下「耐震診断等」という。）に係る補助金（以下「耐震診断等補助金」という。）の交付の対象となる建築物（以下「耐震診断等補助対象建築物」という。）は、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物（以下「旧耐震建築物」という。）で、次に掲げるもの又は昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築確認を受けて建築された建築物で、第1号に掲げるものとする。

(1) 木造戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ。）で地階を除く階数が2以下のもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反していることが明らかなものを除く。）

(2) 区分所有共同住宅で、全戸数（居住の用に供するすべての戸数をいう。以下同じ。）の半数以上に区分所有者（区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）又は当該区分所有者の2親等以内の親族である者が居住しており、区分所有者の集会において耐震診断等の実施の決議がなされているもの

(3) 耐震改修法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物のうち、同条第1号に掲げるもの（以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）

(4) 耐震改修法第14条第3号に規定する通行障害建築物のうち前号に該当するものであって、その敷地が埼玉県地域防災計画に定められた第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路に接するもの（以下「緊急輸送道路閉塞建築物」という。）

(耐震診断等補助金の交付対象診断等)

第5条 耐震診断等補助金の交付の対象となる耐震診断等は、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 木造戸建て住宅の耐震診断は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）に所属している建築士法第2条第1項に規定する建築士が、同法第3条から第3条の3までの規定により設計又は工事監理ができることとされた建築物について行うものであること。ただし、耐震診断の実施に当たり十分な知識を有すると市長が認めた者が行う場合については、この限りでない。

(2) 共同住宅予備診断は、建築士事務所に所属する一級建築士（以下「一級建築士」という。）が行うものであること。

(3) 区分所有共同住宅、特定既存耐震不適格建築物及び緊急輸送道路閉塞建築物の耐震診断は、一級建築士が行うものであり、かつ、耐震診断の実施後、当該耐震診断が適正に行われたかどうかを確認するために公的機関又はこれに準ずる機関（以下「公的機関等」という。）の判定を受けるものであること。

(耐震診断等補助金の交付対象者)

第6条 耐震診断等補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる耐震診断等補助対象建築物の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 木造戸建て住宅 次のいずれにも該当する者

ア市税（狭山市税条例（昭和30年条例第11号）第3条第1項各号及び第2項各号に掲げる税目をいう。以下同じ。）の滞納がない者であること。

イ当該住宅に自ら居住している者であること。

ウ当該住宅の所有者又はその者の2親等以内の親族である者であること。

(2) 区分所有共同住宅 当該区分所有共同住宅の区分所有者の代表者

(3) 特定既存耐震不適格建築物及び緊急輸送道路閉塞建築物 当該建築物の所有者

(4) その他市長が認めた者

(耐震診断等補助金の額)

第7条 耐震診断に係る補助金の額は、次に掲げる額とする。

(1) 木造戸建て住宅の耐震診断の場合は、1棟につき耐震診断に要した費用の額（住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額に定める額を限度とする。）

に3分の2を乗じて得た額。ただし、10万円を限度とする。

(2) 区分所有共同住宅及び特定既存耐震不適格建築物の耐震診断の場合は、耐震診断に要した費用の額（住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額に定める額を限度とする。）に3分の2を乗じて得た額。ただし、100万円を限度とする。

(3) 緊急輸送道路閉塞建築物の耐震診断の場合は、耐震診断に要した費用の額（住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額に定める額を限度とする。）に3分の2を乗じて得た額。ただし、200万円を限度とする。

2 共同住宅予備診断に係る補助金の額は、1棟につき当該共同住宅予備診断に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、10万円を限度とする。

3 前2項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(耐震診断等補助金の交付申請)

第8条 耐震診断等補助金の交付を受けようとする者は、狭山市耐震診断等補助金交付申請書に次の各号に掲げる耐震診断等補助対象建築物の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、耐震診断等を実施する前に、あらかじめ市長に申請しなければならない。

(1) 木造戸建て住宅 当該住宅に係る次に定める書類

ア付近見取図、配置図、平面図及び立面図

イ建築時期が確認できる書類

ウ当該住宅の所有者又はその者の2親等以内の親族である者であることが確認できる書類

エ耐震診断に要する費用の見積書の写し

オ当該住宅の所有者又はその者の2親等以内の親族である者の市税の納付及び居住状況について市長が確認することにこれらの者が同意する旨の書類

カその他市長が必要と認める書類

(2) 区分所有共同住宅 当該住宅に係る次に定める書類

ア付近見取図、配置図、平面図及び立面図

イ建築時期が確認できる書類

ウ耐震診断等の実施について第4条第2号の決議がなされていることが確認できる書類

エ耐震診断等に要する費用の見積書の写し

オその他市長が必要と認める書類

(3) 特定既存耐震不適格建築物及び緊急輸送道路閉塞建築物 当該建築物に係る次に定める書類

ア付近見取図、配置図、平面図及び立面図

イ建築時期が確認できる書類

ウ耐震診断等に要する費用の見積書の写し

エその他市長が必要と認める書類

(耐震診断等補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、耐震診断等補助金の交付の可否を決定し、狭山市耐震診断等補助金交付可否決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により耐震診断等補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該耐震診断等補助金の交付に関し条件を付することができる。

(耐震診断等の変更又は中止)

第10条 前条第1項の規定により耐震診断等補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「耐震診断等補助決定者」という。)は、耐震診断等補助金の交付の申請の内容を変更しようとするとき(軽微な変更で、耐震診断等に要する費用に変更が生じない場合を除く。)は、狭山市耐震診断等変更承認申請書に第8条に規定する書類のうち当該変更に係る書類を添付して市長に申請し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、当該申請の内容がこの要綱の目的に適合していると認めたときは、狭山市耐震診断等変更承認通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する承認をする場合において、必要があるときは、当該承認に関し条件を付することができる。

4 耐震診断等補助決定者は、やむを得ない事情により耐震診断等を中止するときは、速やかに狭山市耐震診断等補助金交付辞退届により市長に届け出なければならない。

(耐震診断等補助金の実績報告)

第11条 耐震診断等補助決定者は、耐震診断等の完了後速やかに、狭山市耐震診断等補助金実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 耐震診断等報告書の写し

(2) 耐震診断等の契約書の写し

(3) 耐震診断等に要した費用の領収書の写し

(4) 現地調査の状況写真（耐震診断等を行った建築物の外部及び内部の写真）

(5) 区分所有共同住宅、特定既存耐震不適格建築物及び緊急輸送道路閉塞建築物の耐震診断にあつては、公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、原則として、耐震診断等補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに行わなければならない。

(耐震診断等補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告を受け、これを適当と認めたときは、耐震診断等補助金の額を確定し、狹山市耐震診断等補助金額確定通知書により、耐震診断等補助決定者に通知するものとする。

(耐震診断等補助金の請求及び交付)

第13条 耐震診断等補助決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、狹山市耐震診断等補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、耐震診断等補助決定者に対して速やかに耐震診断等補助金を交付するものとする。

第3章 耐震改修工事に係る補助

(耐震改修工事補助金の交付対象建築物)

第14条 耐震改修工事に係る補助金（以下「耐震改修工事補助金」という。）の交付の対象となる建築物（以下「耐震改修工事補助対象建築物」という。）は、旧耐震建築物で、次に掲げるもの又は昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築確認を受けて建築された建築物で、第1号に掲げるものとする。

(1) 第4条第1号に規定する建築物で、かつ、第5条第1号に規定する耐震診断を実施した結果、耐震改修設計を実施して耐震改修工事を行う必要があると判定されたもの

(2) 第4条第2号又は第3号に規定する建築物で、かつ、第5条第3号に規定する耐震診断を実施し、及び公的機関等の判定を受けた結果、耐震改修設計を実施して耐震改修工事を行う必要があると判定されたもの

(耐震改修工事補助金の交付対象工事等)

第15条 耐震改修工事補助金の交付の対象となる耐震改修工事は、次に掲げる要件

に該当するものとする。

(1) 耐震改修工事を実施するための耐震改修設計については、建築士事務所に所属する建築士法第2条第1項に規定する建築士が行うものであること。ただし、耐震改修設計を実施するに当たり十分な知識を有すると市長が認めた者が行う場合においては、この限りではない。

(2) 耐震改修工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者で、原則として市内に本店又は営業所を開設しているものが行うものとする。

(耐震改修工事補助金の交付対象者)

第16条 耐震改修工事補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる耐震改修工事補助対象建築物の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 木造戸建て住宅 次のいずれにも該当する者

ア市税の滞納がない者であること。

イ当該住宅に自ら居住している者であること。

ウ当該住宅の所有者又はその者の2親等以内の親族である者であること。

(2) 区分所有共同住宅 当該区分所有共同住宅の区分所有者の代表者

(3) 特定既存耐震不適格建築物 当該建築物の所有者

(4) その他市長が認めた者

(耐震改修工事補助金の額等)

第17条 木造戸建て住宅の耐震改修工事補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 1棟につき、耐震改修工事に要した費用の額（住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額に定める額を限度とする。）に100分の23.0を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。ただし、耐震化要配慮者が居住している場合は、40万円を限度とする。

(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 区分所有共同住宅及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修工事補助金の額は、1棟につき耐震改修工事に要した費用の額（住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額に定める額を限度とする。）に100分の23.0を乗じて得た額（当

該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)。ただし、200万円を限度とする。

- 3 市長は、第1項に規定する耐震改修工事補助金の交付に当たっては、同項に規定する助成の額から同項第2号の額をあらかじめ差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

(耐震改修工事補助金の交付申請)

第18条 耐震改修工事補助金の交付を受けようとする者は、狭山市耐震改修工事補助金交付申請書に次の各号に掲げる耐震改修工事補助対象建築物の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、耐震改修工事を実施する前に、あらかじめ市長に申請しなければならない。ただし、耐震診断等補助金の交付を受けている者が、耐震改修工事補助金の交付を申請する場合は、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。

(1) 木造戸建て住宅 当該住宅に係る次に定める書類

ア付近見取図、配置図、平面図及び立面図

イ建築時期が確認できる書類

ウ耐震診断報告書の写し

エ耐震改修工事の工程表

オ当該住宅の所有者又はその者の2親等以内の親族である者であることが確認できる書類

カ当該住宅の所有者又はその者の2親等以内の親族である者の市税の納付及び居住状況について市長が確認することにこれらの者が同意する旨の書類

キ災害時要援護者の場合は、その者であることを証する書類

クその他市長が必要と認める書類

(2) 区分所有共同住宅 当該住宅に係る次に定める書類

ア付近見取図、配置図、平面図及び立面図

イ建築時期が確認できる書類

ウ公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し

エ耐震改修工事の工程表

オ耐震改修工事の実施について区分所有者の集会において決議がなされていることが確認できる書類

カその他市長が必要と認める書類

(3) 特定既存耐震不適格建築物 当該建築物に係る次に定める書類

ア付近見取図、配置図、平面図及び立面図

イ建築時期が確認できる書類

ウ公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し

エ耐震改修工事の工程表

オその他市長が必要と認める書類

(耐震改修工事補助金の交付の適合決定等)

第19条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、耐震改修工事補助金の交付の要件に申請内容が、適合していると認めたときは狭山市耐震改修工事補助金交付適合通知書により、適合しないと認めたときは狭山市耐震改修工事補助金交付不適合通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(耐震改修設計の届出等)

第20条 前条の狭山市耐震改修工事補助金交付適合通知書による通知を受けた者は、速やかに当該耐震改修工事補助対象建築物の耐震改修設計を完了し、狭山市住宅等耐震改修設計届に次に掲げる当該耐震改修設計に関する書類を添付して、市長に届け出なければならない。耐震改修設計の内容の変更等により当該届出の内容に変更が生じたときも、同様とする。

(1) 耐震改修工事の設計図

(2) 耐震改修工事の実施後の耐震診断報告書の写し。ただし、区分所有共同住宅及び特定既存耐震不適格建築物の場合は、公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し

(3) 耐震改修工事費内訳書(耐震改修工事補助金の額の算定書を含む。)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による届出の内容を審査し、及び必要な調査を行い、当該届出に係る耐震改修設計が適切に行われていると認めたときは、狭山市耐震改修工事補助金交付決定通知書により当該届出をした者に通知するものとする。

(耐震改修工事の変更又は中止)

第21条 前条第2項の規定により耐震改修工事補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「耐震改修工事補助決定者」という。)は、耐震改修工事補助金の交付の申請の内容を変更しようとするとき(軽微な変更で、費用に変更が生じない場合を除く。)は、狭山市耐震改修工事変更承認申請書に当該変更に係る書類を添付して市

長に申請し、承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、当該申請の内容がこの要綱の目的に適合していると認めたときは、狭山市耐震改修工事変更承認通知書により当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する承認をする場合において、必要があるときは、当該承認に関し、条件を付することができる。
- 4 耐震改修工事補助決定者は、やむを得ない事情により耐震改修工事を中止するときは、速やかに狭山市耐震改修工事補助金交付辞退届により市長に届け出なければならない。

(中間検査の申請等)

第22条 耐震改修工事補助決定者は、耐震改修工事における耐震改修部分について、次の各号に掲げる耐震改修工事補助対象建築物の区分に応じ、当該各号に定める改修部分に応じた工程に達したときは、狭山市耐震改修工事中間検査申請書に市長が定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 木造戸建て住宅 次に定める改修部分に応じた工程

ア基礎 配筋

イ壁 筋交いの設置又は合板貼りの施工

(2) 区分所有共同住宅及び特定既存耐震不適格建築物 市長が指定する工程

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る耐震改修工事が適切に行われているかどうか検査を行うものとする。
- 3 市長は、前項の検査を行った結果、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適切に行われるよう耐震改修工事補助決定者に指導する。この場合において、当該耐震改修工事補助決定者が指導に従わない場合には、耐震改修工事補助金の交付の決定を取り消すことができる。
- 4 耐震改修工事補助決定者は、第2項の検査に先立ち、耐震改修工事が適切に行われているかどうか、当該耐震改修工事に係る耐震改修設計をした建築士法第2条第1項に規定する建築士に検査を行わせなければならない。

(耐震改修工事補助金の実績報告)

第23条 耐震改修工事補助決定者は、耐震改修工事の完了後速やかに、狭山市耐震改修工事補助金実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震改修工事の契約書の写し
 - (2) 耐震改修工事に要した費用の領収書の写し
 - (3) 耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後における実施箇所の写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による報告は、原則として、耐震改修工事補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに行わなければならない。

(耐震改修工事補助金の額の確定)

第24条 市長は、前条第1項の規定による報告を受け、これを適当と認めたときは、耐震改修工事補助金の額を確定し、狹山市耐震改修工事補助金額確定通知書により、耐震改修工事補助決定者に通知するものとする。

(耐震改修工事補助金の請求及び交付)

第25条 耐震改修工事補助決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、狹山市耐震改修工事補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、耐震改修工事補助決定者に対して速やかに耐震改修工事補助金を交付するものとする。

第4章 補助の制限等

(補助の制限)

第26条 耐震診断等補助金及び耐震改修工事補助金の交付は、これらの補助金の交付の対象となる建築物1棟につき、耐震診断、共同住宅予備診断及び耐震改修工事に対し、それぞれ1回限り行うものとする。

- 2 耐震診断等補助金及び耐震改修工事補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第27条 市長は、耐震診断等補助決定者及び耐震改修工事補助決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、耐震診断等補助金若しくは耐震改修工事補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した耐震診断等補助金若しくは耐震改修工事補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により耐震診断等補助金又は耐震改修工事補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、不相当と認められる事実があったとき。

第5章 雑則

(書類の整備)

第28条 耐震診断等補助決定者及び耐震改修工事補助決定者は、耐震診断等補助金及び耐震改修工事補助金の交付の対象となった耐震診断等及び耐震改修工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の書類を整備し、5年間保存しなければならない。

(補則)

第29条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。